高松市情報セキュリティ基本方針

平成29年6月1日

令和4年10月5日改正

改版履歴

版数	改版日	改版項	改版履歴
1.0	2017/6/1	全体	高松市情報セキュリティ基本方針（平成 15 年７月１日施行）の一部を改正する。
1.1	2018/4/1	2.（２）	組織機構の見直しに伴い、一部を改正する。
1.2	2019/4/1	全体	高松市情報セキュリティ基本方針（平成 29 年４月１日施行）の一部を改正する。
1.3	2022/10/5	全体	高松市情報セキュリティ基本方針（平成 31 年４月１日施行）の全部を改正する。

目次

1. 目的

この基本方針は、本市の情報セキュリティ対策の基本的な方針として、この基本方針と高松市情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）で構成する高松市情報セキュリティに関する方針（以下「情報セキュリティポリシー」という。）の位置付けと適用範囲等に関し必要な事項を定めることにより、本市が保有する情報資産に関する安全性を維持するとともに、危機発生時における適切な対応を図ることを目的とする。

2. 定義

情報セキュリティポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） **ネットワーク**

電子計算機等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）で構成された、情報伝達を行う仕組みをいう。

（2） **情報システム**

電子計算機、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成された、情報処理を行う仕組みをいう。

（3） **機密性**

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（4） **完全性**

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

（5） **可用性**

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（6） **情報セキュリティ**

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

3. 位置付けと適用範囲

情報セキュリティポリシーは、情報セキュリティ対策に関する事項を総合的・体系的・具体的に取りまとめたもので、本市における情報セキュリティ対策の最上位に位

置するものとし、その適用範囲は、次に掲げるものとする。ただし、情報セキュリティポリシー及び対象業務等の性質により、個別に対策等を定める場合は、その規定等に定めのない重要な事項が発生した場合は、第５項第１号に規定する最高情報セキュリティ責任者の指示に従うものとする。

（１） 対象機関は、市長部門、消防局、病院局、教育局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、市議会事務局及び公平委員会とする。

（２） 情報資産は、本市が管理するネットワーク、情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体及び全ての行政文書（高松市公文書等の管理に関する条例（平成２５年高松市条例第２号）第２条第２項で規定する行政文書をいう。）とする。

（３） 情報セキュリティ対策を実施する対象脅威は、以下に掲げるものとする。

ａ） 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

ｂ） 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

ｃ） 地震、落雷、火災等の災害によるサービスや業務の停止等

ｄ） 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

ｅ） 電力供給の途絶、通信の途絶又は水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及

4. 職員等の義務

職員その他の情報資産を取り扱う者（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。

5. 情報セキュリティ対策

対象とする脅威から情報資産を守るため、次に掲げる情報セキュリティ対策を行うとともに、緊急事態に対応するための危機管理対策を行う。

（1） 管理体制

本市の保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進するため、総務局を所管する副市長を最高情報セキュリティ責任者（Chief Information Security Officer）とする管理体制を構築する。

（2） 情報資産の分類と管理

本市の保有する情報資産を、機密性、完全性、可用性の維持の程度からなる重要性分類ⅠからⅢに分類し、当該分類に応じた取扱いを定めた上で、情報資産の管理責任を明確にし、情報資産のライフサイクルに応じて取るべき管理方法と情報セキュリティ対策を規定する。

ａ） 重要性分類Ⅰ

ア　個人情報に係るセキュリティ侵害があった場合、市民の生命、健康、財産又はプライバシーに影響を及ぼす可能性があるもの。

イ　市が保有する民間事業者に関する営業情報等に係るセキュリティ侵害があった場合、当該民間事業者の事業活動に影響を及ぼす可能性があるもの。

ウ　公開することを予定していないもの。

エ　セキュリティ侵害があった場合、行政事務の執行等に重大な影響を及ぼす可能性が高いもの。

ｂ） 重要性分類Ⅱ

セキュリティ侵害があった場合、行政事務の執行等に影響を及ぼす可能性があるもの。

ｃ） 重要性分類Ⅲ

上記ａ)及びｂ)以外の情報資産

（3） 強靭性の分類

情報セキュリティの強化を目的に、業務の効率性や利便性の観点を踏まえ、情報システム全体の強靭性を次の三段階に分類し、分類に応じた対策を行う。

ａ） マイナンバー利用事務系は、個人番号利用事務（社会保障、地方税又は防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータを取り扱うこととし、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、住民情報の流出を防ぐため、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等を行う。

ｂ） ＬＧＷＡＮ接続系は、ＬＧＷＡＮと接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムの両環境間の通信環境を分離した上で、安

全が確保された通信だけを許可できるよう、通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合は、インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着がない等、安全が確保された無害化通信を行う。

c） インターネット接続系は、インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びデータを取り扱うこととし、不正通信の監視機能の強化などの高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、県と本市のインターネット接続口を集約し、自治体情報セキュリティクラウドを利用する等の対策を行う。

（4） 物理的対策

サーバ、サーバ等を管理する区域、通信回線や職員等のパソコンなどの管理について、物理的な対策を行う。

（5） 人的対策

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発等の必要な対策を行う。

（6） 技術的対策

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策や不正アクセス対策等の技術的な対策を行う。

（7） 運用上の対策

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を行う。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に、迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

（8） 外部委託上の対策

a） 外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づく措置を行う。

b） 外部サービスを利用する場合には、必要に応じて利用に係る規定を整備し対策を行う。

ｃ） ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

（９） **情報セキュリティ監査等**

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(10) **情報セキュリティポリシーの見直し**

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合や情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直す。

(11) **対策基準等の策定**

同項第４号から第８号に定める情報セキュリティ対策を行うに当たって必要となる、具体的な遵守事項や判断基準等を定める対策基準と、具体的な手順を定める情報セキュリティ実施手順（以下「高松市情報セキュリティ運用ガイド」という。）を策定する。なお、対策基準及び実施手順は、公にすることにより、本市の行政運営に支障を来すおそれのある情報であることから、非公開とする。

附　則

この基本方針は、平成１５年７月１日から施行する。

附　則

この基本方針は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この基本方針は、平成２７年８月３１日から施行する。

附　則

この基本方針は、平成２９年６月１日から施行する。

附　則

この基本方針は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この基本方針は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この基本方針は、令和４年１０月５日から施行する。